

令和 8 年度 事業計画

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

わが国の高齢化率は既に 28.7%に達しており、将来人口は推計によると 2065 年には 39.4%まで上昇することが見込まれます。超高齢化社会が推測される中、一億総活躍社会の実現に向け働き方改革等を通して高齢者の就業促進が極めて重要となっていることから、地域の高齢者が就業や社会奉仕活動を通じて活躍できるシルバー人材センターに対する役割は極めて大きくなっております。

一方、人生百年時代を見据えて 65 歳から 70 歳までの就業機会の確保を目指す改正高年齢者雇用安定法が施行され、会員数の減少をもたらす要因ともいえますが、フルタイムの労働ではなく臨時的、短期的な就業を希望する高齢者が地域の担い手としてコミュニティーを支える活動を広く発信することが期待されます。

また、就業面に同一労働同一賃金の導入など課題が山積しており、就業を取り巻く環境は刻々と変化しております。さらに会員や就業機会の拡大と共に重要なのは会員の健康維持と安全就業の確保です。高齢になると運動機能が低下し、転倒事故や就業途上における事故防止の注意喚起、また会員同士のコミュニケーション・仲間づくりを高めて会員の安全就業、健康・元気向上、生きがいづくりに取り組んでまいります。センターの基本理念のもと、地域の活性化を目的に会員の増強や就業機会の確保、組織運営体制の整備等を着実に進めていくことにより、町民から信頼されるシルバー人材センターの運営に取り組んでまいります。

1 基本事業

- (1) 安全就業の徹底
- (2) 適正な就業機会の確保と提供
- (3) 会員に必要な知識、技術、技能の向上
- (4) 普及啓発活動の実施
- (5) 会員の入会促進と退会抑制
- (6) 財政基盤の強化

実施計画

(1) 安全就業の徹底

安全は、会員が就業等の活動を通じて社会参加をする上でも最も重要な課題であるため、「事故に会わない、起こさない」をスローガンに掲げて、安全・適正就業委員会や担当職員による安全巡回パトロールの実施し、事故の撲滅に取り組んでまいります。

(2) 適正な就業機会の確保と提供

高齢者にふさわしい仕事の開拓・提供を目的として、企業、家庭、公共団体等に対して、就業機会の開拓を積極的に展開し、会員の希望、知識及び経験に応じた就業と社会奉仕活動の機会の確保に努めます。受託事業については、高齢者の特性である丁寧で良い仕事をすることで、地域の信頼を得、満足度の高い就業を目指します。一方で、センター事業と同種の一般企業の

事業との違いを明確にし、的を絞ったPRで地域社会の理解と協力を得ながら就業機会の拡大に向けて取り組みます。

(3) 会員に必要な知識、技術、技能の向上

会員が希望する業務分野の技能を習得して就業機会に繋げていくこと及び就業・社会奉仕活動等に必要な知識や技能を習得することで、質の高いサービスの提供を実現し、さらに新たな就業機会を確保するため研修・仲間づくり、生きがいづくりに資する講座等に取り組んでまいります。

(4) 普及啓発活動の実施

地域社会に向けてセンター事業や会員活動を広く紹介することにより、就業等を通じて社会参加を希望する高齢者に対する啓発の機会（入会の促進）を図り、地域社会に理解と協力を求め、就業機会の向上の一助とします。ホームページなどを活用してセンター事業を町民の皆さまにセンターの事業内容、会員募集案内などにより会員拡大につながるように努めます。

(5) 会員の入会促進と退会抑制

会員による「1人1会員入会運動」を推進し、女性会員の更なる拡大に努め、女性に特化した入会勧誘を積極的に進める。各種イベントや奉仕活動等を通じ、積極的にセンターの広報・宣伝活動を展開し、口コミによる入会促進を図る。役職員を中心に企業等を訪問し、退職者（予定者）層の入会を積極的に働きかける。また、退会者の退会理由を把握するとともに、退会希望時に個人面談等を行うことにより退会者の抑制に努める。さらに、80歳を超えても活躍できる就業可能の開拓とボランティア活動等社会参加機会の確保・提供により退会者の抑制に努める。

(6) 財政基盤の強化

これから公益社団法人として、より一層の健全性及び透明性を担保する事が求められることとなります。当センターの運営基盤は、町及び国の補助金による部分もありますが、基盤の安定には、今まで以上に独立した法人として確かな自助努力が求められることとなります。職員並びに会員が一丸となって、住み慣れた地域のセンター、地域社会への貢献を図り、魅力あるセンターの構築を進めてまいります。